

所有の山林に雪害などの被害はありませんか

平成 27 年度は、シーズン全体では鳥取地方では積雪量の少ない年となりました。

都道府県別の累加降雪深のデータでは、鳥取県の平成 27 年度の累加降雪深は 73 (過去 5 年平均は 193 で、38%に相当)と、降雪量自体は少なかったのですが、平成 28 年 1 月 17~20 日にかけて日南町茶屋のアメダスで累計 70 mmの降雨雪を記録するなど、その後も数回にわたり短期間に集中的に重い雪が降りました。そのため日南町内でも一部山林で雪害による被害が発生しています。



山林整備と雪害の関係について 間伐などの整備をしない山林は雪害にも弱くなります

適切な山林管理をされていない場合、林の中に光が入らないため、下草が生えなくなり、雨水が表土を直撃し、土砂を洗い流してしまいます。

- このような森林は、土壌のスポンジのはたらきが低下し、水源のかん養機能が確保できなくなります。
- 樹木が混み合ったスギ・ヒノキの人工林は、成長や根の発達が阻害され、モヤシのように弱々しいものとなり、風雪害に対して弱い森林となります。
- 特に私たちの暮らしを守るために国や県によって指定された保安林においては、水源のかん養や山地災害の防止機能が低下すれば、直接流域の人々暮らしに影響することから、適切な施業による公益的機能の発揮が求められます

保安林とは、水源のかん養、土砂流出の防備、生活環境の保全等の目的を達成するため、特に森林の持つ公益的機能を高度に発揮させる必要のある森林で、森林法に基づいて指定された区域です。

このため保安林は、適切な保全管理と森林施業の確保を図ることによって所期の機能の維持増進を図り、公益的な役割を果たす必要があります。

保安林について (鳥取県 森林林業振興局 森林づくり推進課 HP より)

保安林の役割

森林は、美しい景観やきれいな空気を提供してくれ、水源を守り、洪水などの災害を防いだり、海岸では潮害を防ぎ、飛砂の害から家や田畑を守ってくれるなど、いろいろな働きをしています。

そこで、国や都道府県ではとくに大切に保護しなければならない森林を「森林法」という法律に基づいて保安林に指定し、森林のいろいろな役割を十分に発揮できるよう伐採を禁止したり、制限したりして適切な管理を行っています。現在、鳥取県内には国有林約30千ha、民有林約108千ha、合計約138千haが保安林に指定